⑷　⑵の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算人は直ちにこれを換価して、一般債権者らに対し、必要な費用を控除した残額を、⑵ア乃至ウの方法により追加して弁済する。この場合、⑶の残余の一般債権の放棄は、新たにされた弁済の限度で覆滅するものとする。

⑸　⑵及び⑷による弁済額の合計が一般債権額の20％を超過する場合は⑶の一般債権の放棄はされず、また、⑵の弁済を受けたときに⑴の放棄は⑵及び⑷による弁済額の合計が一般債権額の20％を超過する額の限度で覆滅するものとする。

神戸地方裁判所明石支部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２７年（再）第５３号

東京都中央区新富２丁目14番４号

再生債務者　第一中央汽船株式会社

決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。

１　再生債務者が取得する株式の数　発行済み株式の全てにあたる普通株式４億6478万2370株、Ａ種種類株式3140万株及びＤ種種類株式850万株

２　再生債務者が１の株式を取得する日　募集株式と引換えにする金銭の払込期日（再生計画認可決定が確定した日から５営業日が経過した日又は再生債務者及び各募集株式の引受人が別途合意する日）において募集株式の引受人が最初の出資の履行をした日

３　減少する資本金の額　資本金289億5841万150円全額

４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　募集株式と引換えにする金銭の払込期日（再生計画認可決定が確定した日から５営業日が経過した日又は再生債務者及び各募集株式の引受人が別途合意する日）において募集株式の引受人が最初の出資の履行をした日

平成28年３月17日

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再）第６０号

東京都練馬区大泉学園町８丁目18番10号

再生債務者　市川総業株式会社

決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。

１　再生債務者が取得する株式の数　全ての発行済株式である普通株式２万株

２　再生債務者が１の株式を取得する日　７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日

３　減少する資本金の額　資本金1000万円全額

４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日

５　募集株式の数　普通株式200株

６　募集株式の払込金額　募集株式１株につき金５万円

７　募集株式と引換えにする金銭の払込期間　再生計画認可決定確定の日から１か月

８　増加する資本金の額　金1000万円

平成28年３月14日

東京地方裁判所民事第20部

事業譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可

平成２８年（再）第１号

栃木県宇都宮市東簗瀬１丁目６番地12

再生債務者　川俣商販株式会社

決定の要旨　平成28年３月７日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法467条１項２号に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。

平成28年３月23日

東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２７年（再）第５８号

熊本市南区近見１丁目16番６号

再生債務者　ＴＫＭ株式会社（旧商号武末建設株式会社）

１　決議に付する再生計画案　平成28年３月10日付け再生債務者提出の再生計画案

２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの

３　債権者集会

⑴　期日　平成28年５月10日午後１時30分

⑵　会議の目的　再生計画案の決議

４　書面投票期間　平成28年４月28日まで

５　議決権不統一行使の通知期限　平成28年４月22日

平成28年３月23日

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再）第１号

三重県四日市市松寺３丁目７番１号（住民票上の住所　宮城県仙台市若林区木ノ下３丁目16番12号　優和住建ビル２－201）

再生債務者　中村　貴利

１　決議に付する計画案　平成28年２月16日付け再生債務者提出の再生計画案

２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの

３　債権者集会

⑴　期日　平成28年５月20日午前11時

⑵　会議の目的　再生計画案の決議

４　書面投票期間　平成28年５月13日まで

５　議決権不統一行使の通知期限　平成28年５月13日

平成28年３月23日　津地方裁判所四日市支部

再生手続終結

平成２４年（再）第８４号

東京都葛飾区東金町５丁目15番２号

再生債務者　かみむら化学株式会社

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。

平成28年３月22日

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第１号

岐阜県可児郡御嵩町上恵土1042番地の１

再生債務者　株式会社鈴木商事

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨　再生計画認可の決定確定後３年の経過

平成28年３月24日　　岐阜地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２８年（再イ）第１９号

埼玉県北足立郡伊奈町大字大針954番地５

再生債務者　久松　正紀

１　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成28年４月14日まで

４　一般異議申述期間　平成28年４月28日から平成28年５月12日まで

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２８年（再イ）第６号

埼玉県草加市青柳５丁目６番19号

再生債務者　石原　雅樹

１　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成28年４月14日まで

４　一般異議申述期間　平成28年４月28日から平成28年５月６日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２８年（再イ）第１号

千葉県市川市高石神36番１号（サニーコートⅢ101）

再生債務者　大森　裕介

１　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成28年４月14日まで

４　一般異議申述期間　平成28年４月28日から平成28年５月12日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（再イ）第１６号

千葉県市原市若宮２丁目16番地８

再生債務者　渡邉　大輔

１　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成28年４月14日まで

４　一般異議申述期間　平成28年４月28日から平成28年５月12日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（再イ）第６号

愛知県豊橋市新栄町字南小向138番地（２－Ｂ－202）

再生債務者　櫻下　知徳

１　決定年月日時　平成28年３月24日午前10時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成28年４月14日まで

４　一般異議申述期間　平成28年４月21日から平成28年４月28日まで

名古屋地方裁判所豊橋支部